

3月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和8年3月26日(木) 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計5人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	垣見教育部長、若林教育部次長、牧野教育部次長、土田教育政策課長、徳岡教育総務課長、村上教育施設課長、引野教職員課長、西教員の働き方改革推進室長、服部地域教育課長、原田放課後児童育成課長、宮崎文化財課長、西村学校教育課長、大西教育DX推進課長、杉田いじめ防止生徒指導課長、高保健給食課長、中口教育支援課長、岡田特別支援教育推進課長、森西中央図書館長、清水一条高等学校事務長
開催形態	公開(傍聴者なし)	
議題	<p>1 議案</p> <p>議案第33号 奈良市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について</p> <p>議案第34号 奈良市学校運営協議会規則の一部改正について</p> <p>議案第35号 奈良市指定文化財の指定について</p> <p>議案第36号 奈良市指定文化財の一部指定解除について</p> <p>議案第37号 奈良市学校結核対策委員会規則の一部改正について</p> <p>議案第38号 奈良市通級指導教室設置要綱の全部改正について</p> <p>議案第39号 奈良市立学校設置条例の一部改正について 非公開</p> <p>2 その他報告事項</p> <p>その他報告事項(1) 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について 非公開</p> <p>その他報告事項(2) 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について 非公開</p>	

	<p>その他報告事項（３） 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について非公開</p> <p>その他報告事項（４） 奈良市立小学校におけるいじめ重大事態調査終了について非公開</p>
決定取り纏め事項	<p>1 議案</p> <p>議案第 33 号 奈良市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第 34 号 奈良市学校運営協議会規則の一部改正については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第 35 号 奈良市指定文化財の指定については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第 36 号 奈良市指定文化財の一部指定解除については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第 37 号 奈良市学校結核対策委員会規則の一部改正については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第 38 号 奈良市通級指導教室設置要綱の全部改正については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第 39 号 奈良市立学校設置条例の一部改正については、原案どおり可決した。</p> <p>2 その他報告事項</p> <p>その他報告事項（１） 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始については、報告を受けた。</p> <p>その他報告事項（２） 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始については、報告を受けた。</p> <p>その他報告事項（３） 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始については、報告を受けた。</p> <p>その他報告事項（４） 奈良市立小学校におけるいじめ重大事態の調査終了については、報告を受けた。</p>
担当課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	<p>皆さんおはようございます。会議を始める前に、ご報告をさせていただきます。大変私事で恐縮ではございますが、この度、3月31日付けで、教育長を退任することとなりましたので、ご報告申し上げます。退任に当たって、一言ご挨拶させていただきます。</p>

6年という2期、大変お世話になりました。事務局に、教育委員会会議の回数を聞いたら、82、83回と言うので、教育委員の皆さんと一緒に数多く協議、議論をさせていただいたということになります。私にとっては大変やりがいのある仕事であり、また反面、緊張の毎日だったと振り返っております。

私の就任の時は、コロナ禍で、全国一斉の学校臨時休業の時期にバトンを引き継ぎました。誰もが経験したことのない中で、子どもたちの学びを止めないということを合言葉に、教育委員会の中でも、どのようにして学びを止めないのか、どうしたらいいのか協議を重ねていただきました。そして市長部局とともに、学校はもとより、子どもの姿が見えない中で、タブレット端末をいち早く配布するとともに、学校では預かりやプリント等の準備、子どもたちの健康、感染を防ぎながらも、本当によく乗り越えられたと思います。これは、教育委員の皆様をはじめ、各部課長、職員の皆さんのおかげだと思っています。

私は、奈良市の「みずから学ぶ」「とことん学ぶ」「つながり学ぶ」という3つの目指す子ども像でしっかりぶれずにやってきました。教育部は1部で15課もあり、学校教育、社会教育含めて、多様な分野で子どもたちや市民のためにこの場で真摯に協議、議論をしていただき、方向性を決定してきました。

今後も、新しい体制にはなりますが、奈良市の子どもたち、市民にとって、真に、奈良市で教育を受けてよかったと思えるような教育行政が行われますように私も期待し、またお願いを申し上げます。皆様にはどうぞご自愛いただきまして、頑張っていたきたいと思っております。本当に長い間ありがとうございました。お礼を申し上げます。

それでは、3月定例教育委員会会議を始めさせていただきます。まず、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 資料につきましては、既にお配りしているとおりで。なお、その他報告事項(1)、(2)、(3)、(4)の資料につきましては、会議終了後回収させていただきますので、よろしくお願いたします。

教育長 本日の教育委員会は、教育委員全員が出席をしており、委員会は成立をいたします。ただいまから3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と新井委員でお願いをいたします。

次に、会議録の確認を行います。2月定例教育委員会会議録の署名委員は川村委員でございます。川村委員、いかがでしょうか。

川村委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。続いて、3月臨時教育委員会会議録の署名委

員は、柳澤委員でございます。柳澤委員、いかがでしょうか。

柳澤委員 結構です。

教育長 それでは本日の案件に入ります。本日の案件は議案7件、その他報告事項4件でございます。なお、先月使用承認いたしました後援名義は7件でございますのでご報告をいたします。

本日の案件のうち、議案第39号は奈良市情報公開条例第7条第5号、その他報告事項(1)、(2)、(3)、(4)は、奈良市情報公開条例第7条第2号に該当する事項が含まれているため非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第39号並びにその他報告事項(1)、(2)、(3)、(4)は非公開といたします。なお、その他報告事項(1)、(2)、(3)、(4)は、関係理事者のみでの審議といたします。

それでは、公開の案件から始めます。議案第33号「奈良市立学校の教育職員に関する業務管理・健康確保措置実施計画について」、教職員課長より説明願います。

教職員課長 まず、文部科学省は令和7年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、通称給特法を改正し、同年9月に、教育委員会が職員の健康確保のために講ずべき措置を定めた指針を改正いたしました。これを受け、教員のサービスを監督する教育委員会に対して、学校における働き方改革に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定・公表することが義務づけられました。この施行日は、令和8年4月1日でございます。

本市教育委員会事務局におきましては、令和3年6月に策定した、学校における働き方改革取組方針を基に、教員の負担軽減等の働き方改革に取り組んでまいりましたが、この度の給特法及び指針の改正を受け、本格的に計画の作成を進めているところでございます。昨年12月の定例教育委員会においても、協議事項として皆様からご意見を賜ったところでございます。本日は、ご意見も反映した計画案についてご審議いただきたいと考えております。

議案に添付しておりますのが計画案です。まず計画案の2ページをご覧ください。「計画の趣旨・現状」については、給特法改正を受けて計画を策定することに加え、協議事項の際にいただいたご意見に沿って、教員の働き方改革は単なる業務削減ではなく、教員が働きやすさ、働き

がいを実感しながらその能力を最大限発揮できる環境を整え、奈良市が目指す教育をよりよい形で実現していくものであることを追加しております。

続いて、「現状」につきましては、これまでの取組の結果、教員の平均時間外在校等時間数は徐々に減少している一方で、休憩時間については、教員アンケートで「実際にはほとんど休憩できていない」と答えた教員が、令和3年度は76%、令和6年度は74%であり、あまり改善していない状況にあることを示しております。また、仕事の現状と課題については計画案4ページから5ページに記載しております。

2番の「目標」につきましては、計画案6ページに示しております。先ほど申し上げた現状を受けて、本計画では「時間外在校等時間に関する目標」に加えて、休憩時間の取得促進に関する目標として、休憩に充てる事業の空き時間を確保できるよう、教員1人当たりの授業持ち時間を設定しております。また、ワークライフバランスや働きがい等に関する目標として、奈良市第5次総合計画でも指標としている、「時間的・精神的な辛さはそれほどなく、やりがいを感じる教員」の割合を設定しております。なお、現行の奈良市第5次総合計画前期推進方針では、2026年度、令和8年度の目標値を35.0%としていますが、現在策定中の後期推進方針において、2031年度、令和13年度の目標値を50.0%と設定する方向で進めており、見る時点によって総合計画の推進方針の目標値が変わることから、混乱を避けるため、事前説明の際の案におきましては指標の説明に入っておりました「奈良市第5次総合計画の指標としている」という文言を削除しております。

3番の「計画期間」につきましては、国は教員の時間外在校等時間を令和11年度までに平均30時間程度に削減することを目標としていることから、計画終期を国の目標期間に合わせて、令和11年度末としました。したがって、計画期間は令和8年4月から令和12年3月までの4年間となります。

4番、「業務量管理・健康確保措置（重点取組）」につきましては、計画案の7ページをご覧ください。仕事の重点取組及び共通の重点取組を挙げております。なお、重点取組については、毎年進捗状況の確認を行う際に必要に応じて適宜見直しを行う予定です。具体的には、小学校では教科担任制、チーム担任制の導入支援、中学校では部活動の地域展開及び校内サポートルームの設置、高等学校は部活動の校内での運用変更を重点取組としております。また、校種共通の重点取組といたしましては、既に取り組んでいるが継続や充実が必要なものを挙げております。

関連する取組、今後のフォローアップについては、計画案9ページをご覧ください。計画の進捗状況を教育委員会及び総合教育会議において報告すること、学校からの意見を取り入れ、取組内容の改善等につなげることで、計画について保護者や地域に理解を求めること等を挙げており

ます。

以上が計画案の内容となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教 育 長 それではこの件につきましてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

柳 澤 委 員 6 ページの、教員の休憩時間取得促進というところで、小学校で1人当たりの授業持ち時間について、現状が週平均 24.4 時間で、目標が週平均 20 時間となっています。これは実際には、チーム担任制などの方法によって達成できるという感じなんでしょうか。つまり4年間で、極端言えば年に1時間ずつぐらい減らしていくという、かなりハードな目標設定のような気がするんですけども、実現可能性についてコメントをいただけたらありがたいです。

教 職 員 課 長 人的措置を何もしなければかなり厳しい目標だとは考えています。今、令和8年度予算の中では、非常勤講師という形でチーム担任制や教科担任制を進めていこうというところですが、県の加配の入らない規模のところに入を入れて、授業の時数を幾分か取っていきます。その中で持ち時間を減らしていくということは、先行して取り組んでいる学校でも減ってきているというのがありますので、継続してその取組を行うことで実現していくことができるのではないかと考えております。

柳 澤 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 他にはいかがですか。

川 村 委 員 この議案に関して私から異議はございませんが、言葉の表現に関して少し確認をさせていただきます。全体を拝見させていただいたときに、最初に出てくる先生方への表現としては、「教育職員」です。読み進めると、「教員」という言葉もあります。また、「教職員」という言葉もあります。ここは統一した方がよいのか、そこを確認させていただきたいと思えます。

ちなみに、2、3 ページ目はもう「教育職員」だったり、真ん中あたりに、「教員の働き方改革に取り組んできた」であったり、「教職員が子どもと向き合う時間を確保できる」という3パターンの表現の仕方があるなどと思って、ここはこの状態のままでいいのでしょうか。

それともう一つ。5 ページの「したがって」から始まるところで、「部活動の担い手を教員から変えること」。「変える」という言葉は「変化」の「変」でよいのか。そこの2点を意味合いも含めて教えていただ

きたいと思います。

教職員課長

ありがとうございます。

まず「教育職員」、「教員」、「教職員」のこの3つの言葉なんですけれども、これが過去の経緯からそろえられない部分があって残っているのがあります。

ももとのこの「教職員が」という言葉が出ているのは引用の形で出させていただいていると思うんですけれども、市教育委員会で令和3年6月にその取り組み方針を作った時は「教職員の」という言葉で文中で使っております。そこを引用する場合もそのまま元の分がございまして「教職員」という形で使わざるをえないで、あと「教員の働き方改革」というのが言葉で結構普及しているものがあるので、これも「教員」にせざるをえないと。

「教育職員」という言い回しのところは今全体にこの文部科学省が行っている中で出てくるいわゆる養護教諭であったり栄養教諭であったり、通常の学級を担当している人も含めて、いわゆる先生という身分の方総じてになってくると「教育職員」という言い方になってまいります。ちょっと今回基本的には「教育職員」と言い回しにそろえる形ですが、過去の経緯等で文言を変えると。

以前の文章のところと内容が変わってしまうというところについては従来のままの表記で記載しているという考え方で整理しております。

あともう一つが、「変えて」ですが、これは、「担い手を教員から変えること」。教員から変更することなので私たちとしてはこの変わるというのが「取り替える」の「替える」ではなくてこの「変更する」の「変える」でいいかなというふうには考えているんですが、委員としては違和感がありますか。

川村委員

すいません、少し調べたんですけれども。

やはり、「代替」という言葉がありますけれども、それぞれの「だいたい」を使い分ける表現として、人を「替える」、システムを「変える」というときには、そのように使い分けると。

この変化というのは流れというか潮流といいますか、すごく大きな意味合いも含まれるという、私の調べの中ではそういう結果でしたので、課長がおっしゃるように、そういう意味合いを込めてこれを使っているのであれば、私は異議ありません。けれども、一般的に考えてどうなんだろうというところを確認させていただきたかったのです。

教職員課長

ありがとうございます。

これは教職員課の特有の考え方かもしれませんが、先生の代替という言い方をするとき、例えば本来は先生がいてその人がたまたま

お休みをしたりするときに、代わりに入られるという時に代替の「代える」の方を使うことが多いんです。

ただ先生の役割からも完全に変わってしまうとなると、「変更」かなという思いがこちらにはあったというのが実情で、これは一応ご参考までということでお伝えいたします。

川 村 委 員 意味合いも確認できていれば、私は結構です。
ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。他にございませんか。

梅 田 委 員 この議案につきましては、異議ございません。

説明の中にありました、最初の2ページの計画の趣旨の部分に、協議の段階で出しました意見の部分を反映していただいた。つまり、働き方改革が、教育職員の働きやすさ、働きがいの実感と、奈良市が目指す教育をよりよい形で実現するという両面を盛り込んでいただいたということは、大切なことだったなというふうに受け止めております。

趣旨からいきますと、今後、しっかりとこの進捗状況を確認しながらこの計画の実行へと向かっていくという動きになるかと思えます。

働き方改革の目標値としては、6ページのような数値目標として、働き方改革からも数字がしっかりと上がってきているという考え方です。

その進捗をしっかりと見ていくというところからいきますと、最初に言いました趣旨のところを盛り込んでいただいた中身から考えたときに、事務局サイドとしていわゆる教職員課の方で進捗管理を行っていくということだけではなくて、例えば7ページにある具体的な重点取組の中での協議の際にも少し意見として触れさせていただきましたけれども、教科担任制の実施拡大ということがそこにも挙げられており、人数が動いていくことによって、様々な目標に向かって、人数とともにこういう仕組みが動いていくことで目標に近づいていくという動きが見られることは、必要なことでもあろうと思えます。

けれども、同時に、実施しているか実施してないかということで終わることなく、事務局としては、子どもにとっての理解の程度が進む、又は深まっていくというのは、どのような実施方法であるとか、どのような教科での実施かということについても、学校教育を進めるというその段階においてはどうなのかという視点も忘れずに見ていっていただきたいなというふうに思います。

あわせて、同様のことは校内サポートルーム、一番下の方にも載っておりますけれども、サポートルームを設置しているか、設置していないかというその校数がどうなのかということで終わることなく、そのサポートルームにおける学習が、例えば違う教員がそこにあたっているのか、

それとも同じ教員がしっかりそこに定着していくことができるのかなどという、どのような教員によって、どのような学習内容で行われることによって、通う生徒が、安心できる学習環境と捉えて、学校への登校を行うことができるのかという、そういう両面での検証がしっかり行われていくということが、この趣旨に向けた実施ということにもなっていくのではないかなと思います。

そういう視点を持って、この計画が進められていくということが、より必要なことではないかなとも思います。

どうぞまた取組の方、しっかりと進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。今のご意見のところは、確認をして進めるということをお願いします。

他によろしいでしょうか。

柳 澤 委 員

梅田委員のお話を受けて、今、教職員課の課長の所掌事項で行うのは困難なので、学校教育、あるいは地域教育など、要するに課横断的なプロジェクトとして、少し全体的なところで学びが深まったかという点と、今のこの話題のは少し距離感があるので、そこをどう進めるかは、それぞれの課長がチームでディスカッションした上で、「こんなやり方もあるよね」というふうに、もう一歩進める機会があればいいと思います。

梅 田 委 員

申し上げましたのは途中で、事務局としてはということも申し上げましたけれども、やはり教育委員会の事務局として、このような、いわゆる業務量管理・健康確保の措置ということからの実施計画が動いているということを受けたときに、その狙いとして進めていく学校教育全体、又は地域も含めた、そこに向かっての取組ということをどのように進めていくべきなのかということ、横断的に検討する場があるかどうかということ、どのような場を設けるかということまでは、今ここでお願いがなかなかしにくいところではありますけれども、教育委員会事務局としては、そこを視野に入れていくことが、この趣旨に求められていることにも近づいていくことになるのではないかと思います。そこを受けとめていただいて、検討をしていただくことが必要ではないかということ、

よろしく願いいたします。

教 育 長

今、両委員からご意見を頂いたことについて、組織体制を含めて、進捗管理の中できちんと生かしていただくようお願いをしておきます。

それでは、意見がないようですので、議案第33号「奈良市立学校の

教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 それでは異議なしと認めます。よって議案第 33 号は原案どおり可決することに決定をいたします。

次に、議案第 34 号「奈良市学校運営協議会規則の一部改正について」、地域教育課長より説明願います。

地域教育課長 資料についてご説明をさせていただきます。

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定された、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関であり、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みです。

本市では、平成 22 年度から設置を開始し、令和 2 年度に市内全ての小・中学校で一斉展開をしております。

今回本規則につきまして、第 4 条の所掌事項と、第 6 条、委員の任命について改正しようとしております。

まず、第 4 条、所掌事項の改正についてでございますが、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、令和 8 年 4 月 1 日付で、公立の義務教育学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が施行されるとともに、地教行法が一部改正されることなどとなっております。

これらの改正により、学校運営協議会の承認を得ることになっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を各学校で含める必要が出てきたことによるものでございます。

次に、第 6 条の委員の任命についてでございますが、子どもたちの教育を取り巻く状況が多様化、複雑化する中で、学校と地域が相互にパートナーとして子どもたちの成長を支える体制が必要となっており、現在、国は、その体制づくりを効果的・継続的に行うために、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進に努めております。

本市では、これまでも学校運営協議会と地域学校協働活動を担う地域教育協議会を全地域で組織し、一体的に推進してまいりましたが、両組織の役割等が混同されやすく、より効果的な連携体制を構築する必要があるところでございます。その課題を解消する方策の一つといたしまして、学校運営協議会委員の選任の仕方を見直そうと考えているところでございます。

	<p>それぞれにつきましての具体的な改正内容でございますが、まず、第4条、所掌事項につきましては、基本的な方針を作成する事項の中に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を追加するものでございます。</p> <p>次に、第6条の委員の任命についてでございますが、各中学校区地域教育協議会のコーディネーターを新たに追加するものでございます。</p> <p>以上となります。</p>
教 育 長	<p>それではこの件に関しまして、ご意見ご質問ございませんでしょうか。</p>
柳 澤 委 員	<p>改正案の、第6条(4)に「その他」を入れられたのは、(3)コーディネーターさんの役割になるもの以外の方がやっぱりいらっしゃるという趣旨ですか。</p>
地域教育課長	<p>いろいろな民生の方ですとか社会福祉協議会の方ですとか、地域の諸団体の方々も学校運営に資する活動してくださっているの、そういった方々を省かないためにもこの文言を残しております。</p>
教 育 長	<p>他、よろしいでしょうか。</p>
川 村 委 員	<p>この議案に関して異議はございませんが、今回、中学校区の地域教育協議会となりますと、1小1中のところもあれば、2小、3小、4小のところもございます。そういった小学校が多い協議会ですね、そちらから何名という人数ですね。</p> <p>今、規則の方を見させていただいたんですが、人数の記載はありません。基本、小学校が違えば、考え方も取り組み方も本当に様々ございますので、そのあたりはどのような形で皆さんに通知していこうと思っていられるのでしょうか。</p>
地域教育課長	<p>そうですね。まず、各中学校区地域教育協議会のコーディネーターと今申し上げているんですけれども、その地域教育協議会の中には各学校園に紐づく学校運営委員会、それも含めての地域コーディネーターと考えております。</p> <p>こちらの委員を選任していくに当たりましては、各学校長からの推薦をもって委員を委嘱してまいります。なので、校長会の方などでも説明してまいりますし、地域の皆様方にも説明し、4月に行う説明会等でもお話をしたいと考えております。</p>
川 村 委 員	<p>基本、各学校園で代表コーディネーターが在籍していると思うので、そ</p>

の代表コーディネーターが入るように後押しをされるという理解でよろしいですか。

地域教育課長

はい。代表コーディネーターの方に入っただけだと大変心強いんですけれども、代表されている方というのはいろんな役を持っておられる可能性も高いので、代表コーディネーターさん、総合コーディネーターさんに限らず、コーディネーターという実働をされる役割を実質的に担っておられる方に入っただきたいと考えております。

川村委員

実際こういったことが案件に出るということは、やはり先ほど課長がご説明されたように、スムーズに運営されてない校区があるんだろうなというものを、今お話を伺って感じておりました。

各中学校区、子どもたちのために動ける人材がそろうように、よろしくをお願いします。

教育長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第34号「奈良市学校運営協議会規則の一部改正について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第35号「奈良市指定文化財の指定について」、文化財課長より説明願います。

文化財課長

お手元の資料をご覧ください。

今回の答申は2月16日付けで、令和7年11月26日付けの、教育長から奈良市文化財保護審議会宛の諮問に対するものでございます。

指定文化財の指定候補は4件ありまして、彫刻、史跡、名勝、天然記念物、それぞれ各1件となっております。

指定候補を順にご説明いたします。

彫刻は油阪町の西方寺が所有いたします「木造地藏菩薩立像」で、製作時期は、作風から鎌倉時代前半と考えられまして、中世の地藏菩薩立像の秀作として価値が高いものでございます。

次に史跡ですが、法蓮町の若草中学校敷地に所在いたします「多聞城跡」でございます。松永久秀により築かれた城郭であり、中世から近世の移行期の歴史的に重要なものでございます。

名勝につきましては、学校法人奈良学園が所有いたします、高畑町にご

ございます「志賀直哉旧居庭園」でございまして、平成 28 年に県指定有形文化財として指定されております。建物と同様、近代的な和洋折衷の庭園としまして文化人が集った交流の場でもございまして、日本近代文化史に残る重要なものでございます。

最後に天然記念物ですが、月ヶ瀬尾山のウメ「城州白 5 株」でございます。樹齢約 200 年と推定されてございまして、全国で唯一烏梅の製造を続ける中西家の所有でありまして、月ヶ瀬と烏梅製造の歴史を物語るウメとして、文化的価値も高く、その後保護を図るものでございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教 育 長 それではこの件に関しまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、議案第 35 号「奈良市指定文化財の指定について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 36 号「奈良市指定文化財の一部指定解除について」、文化財課長より説明願います。

文化財課長 お手元の資料をご覧ください。

今回の答申は 2 月 16 日付けでございまして、令和 7 年 11 月 26 日付けの教育長から奈良市文化財保護審議会宛の答申に対するものでございます。

今回の一部指定解除の候補は、天然記念物春日大社境内のイチイガシ巨樹群、33 株指定されているもののうちの 1 株でございます。

指定解除の理由は、幹の空洞化が進み、樹木の傾きも大きくなり、根も地上に露出いたしまして倒木を招く危険性もあり、やむを得ず伐採いたしました。今回、このイチイガシ 1 株の指定を解除するものでございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教 育 長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第 36 号「奈良市指定文化財の一部指定解除について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって議案第 36 号は原案どおり可決することにいたします。</p> <p>次に、議案第 37 号「奈良市学校結核対策委員会規則の一部改正について」、保健給食課長より説明願います。</p>
保健給食課長	<p>4 ページの奈良市学校結核対策委員会規則をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>奈良市学校結核対策委員会は、委員会規則第 3 条第 1 項により委員 8 人以内で組織することになっております。第 2 項でどのような委員を委嘱、任命するかの詳細について定めておりますが、それぞれの区分から、基本的には 1 名を委嘱・任命しているのですが、この内、結核に関して専門的知識を有する者、それから学校の校長については、委員会当日やむを得ず欠席となるような可能性も考え、2 名を委嘱・任命しております。これで上限 8 人を、これまで委嘱任命してまいりました。</p> <p>ただし、結核に関する専門家と校長を 2 名委嘱・任命することで、養護教諭については、小学校・中学校のいずれかから 1 名しか任命できないという状況が続いております。</p> <p>最近、奈良市の小・中学校においても、外国、特に結核の蔓延国から転入する児童生徒が増えてきておまして、やはりそのような事情をよく養護教育から聞き取り、幅広い立場から意見を聴取する必要があると考え、小学校・中学校の両方から養護教諭を 1 名ずつ委員とすることができるように、委員数を 1 名増員したいというふうに考えております。</p> <p>この件については今年度開催の同委員会についても了承がえられております。</p> <p>なお、養護教諭からの任命になりますので、1 名増員することによって、報酬などが増えるということはありません。</p> <p>このような理由から、養護教諭 1 名増員により、「委員 8 人以内」というところを、「委員 9 人以内」に改めようと考えているところです。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
教 育 長	<p>それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p>
柳 澤 委 員	<p>今おっしゃったところなんですけども、いわゆる代表者と書いてある 4 ページの規則のところを見ているんですが、今おっしゃったように、小学校・中学校と養護教諭の代表者と、この代表者を選ぶときに、例えば養護教育部会とか、学校別で小学校・中学校といったいわゆる教科別というか、養護教諭のまとまりのような組織はあるんでしょうかという質問で</p>

保健給食課長	<p>す。</p> <p>養護部会がございまして、書き方は代表者というような書き方になっておりますけれども、どちらかという実情は、養護部会の中から選出された者、ということになります。</p>
教 育 長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見がないようですので、議案第 37 号「奈良市学校結核対策委員会規則の一部改正について」採決いたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 37 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。</p> <p>続きまして、議案第 38 号「奈良市通級指導教室設置要綱の全部改正について」、特別支援教育推進課長より説明願います。</p>
特別支援教育推進課長	<p>学校教育法施行規則第 140 条に基づく特別の教育課程による指導を行うために設置されました通級指導教室について、以前は 5 ページに定めております要綱で進めておりました。</p> <p>こちらは以前センター校という一部の学校に設置された、通級指導教室に他校から行かれていたのですが、そのうち自校でもどんどん通級指導教室が増えているという現状でした。令和 7 年度より奈良市の全市立小・中学校において、通級による指導を行う体制が整ったことから、対象児童や教室の設置、特別の教育課程に関する規定を見直すとともに、学校における通級指導の開始・継続・終了の手続きについて明記するなど、要綱全体の見直しを行うことで、各校の通級指導教室をよりよい形で機能させていくために今回の全部改正に至りました。</p> <p>また、奈良県の方からも同様に要綱の設置についてであったり、要綱の方に指導の開始の手続きなどを定めるようにという通知も来ておりますのでそれに沿ったものとなります。</p> <p>具体的な制定改廃の概要といたしましては、1 ページの改廃調書にありますとおり、要綱策定の趣旨であるとか、通級指導教室の対象となる児童生徒を明記いたします。</p> <p>また、市内全小・中学校に教室を設置し、そのうちの 6 校に関しては他校の児童生徒も対象とする教室を設置する旨を明記いたします。</p> <p>あわせて、他校で受けた通級指導が在籍校の特別の教育課程に係る授業とする旨を明記すること、通級指導の開始、継続、終了について、校長により選任される校内委員会の構成員及び校内委員会での検討・協議に際して実施する手続きを明記すること、校長が通級指導の開始、継続、終了の決定を行った場合、教育委員会に報告する旨を規定するという内容が主でございまして。</p>

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 それではこの件につきまして、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

梅 田 委 員 この議案について異議はございません。

市内の小・中学校の環境として、全小・中学校において、通級指導教室が設置されるという環境が各校においてしっかり生かされた状況になることによって、様々な課題が、低くなっていく、又は解決に向かっていくということにも繋がっていくことになるのではないかなとも思っております。

その運用を適切にしていくためにも、事前説明の時にも聞かせていただいておりますけれども、指導者の方々の資質向上というのが何よりも必要となるところでもあるのかなと思っております。

その指導に際して大変効果的な教材を選定することができるようなシステムも、実際に導入されるということも聞いており、そのようなものがより効果的にそれぞれの通級指導教室の中で活用されていくということが、より活発にそれぞれの学校において行われていくということ、是非いい形で目指していただければと思います。

教材がいくらあっても、それを活用する指導者の方がどのように活用するかということはその次にくる話でもありますので、そのような先生方の研修の場ということについても、是非また積極的に進めていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長 他によろしいでしょうか。

川 村 委 員 私もこの議案に関して、異議ございません。

事前会議の時にも少し確認をさせていただきましたが、やはり人的配置がしっかりされているかということを確認したいのと、今もう新年度に向けて、新1年生を迎える体制を着々と学校側も整えていると思います。

その中で、やはり保護者との対面、問診というんでしょうか、そのような面談を踏まえて、入学してくる子どもがこの通級指導を使う子なのか、そうではないのかというところの判断をされる先生方もいらっしゃると思います。

実際運営していく上での人的配置もそうですけれども、そのような判断に関してはしっかり保護者に説明できる、この子どもに必要なことであるということを断言はできなくても、サポートできるような形での体制も整えていただいているのか、少しだけ教えていただければと思います。

特別支援教育推進課長 サポートの体制についてですが、校内委員会の方でその決定を行って、

子どもさん、親御さんに説明されるということなんですけれども、事務局からのサポートという点では、通級指導アドバイザーの特認指導主事の方が、各校、特に新規校を中心に回ったりしております。その時に各校の先生からいろいろなご相談を受けて通級指導教室について「こういうふうにしたらいいのではないか」といった助言をしたり、あるいは直接のご相談等に対しても、うちの指導主事の方から助言をさせていただいたりしておりますので、そのような形でサポートしていけたらと思っております。

以上でございます。

川 村 委 員

ありがとうございます。

私が出向かせてもらっている学校では、やはりニーズがあって、なかなか入れないというお母様の声も届いています。そのような要望をされているところにはしっかり目と手が届くような形をとっていただきたいですし、やはり先ほど梅田委員からシステムや教材の活用というお話もありましたけれども、子どもの未来を考えたときに、「こういった体制を整えているんだ」というものをしっかり保護者に向けて配信していただけたら嬉しいなと思っています。

よろしくをお願いします。

教 育 長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないようですので、議案第 38 号奈良市通級指導教室設置要綱の全部改正について採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

非公開案件	この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。
教育政策課長	議案第39号「奈良市立学校設置条例の一部改正について」、教育政策課長より概要説明。
各委員	<p><異議なし></p> <p>本件については、原案どおり可決した。</p>
いじめ防止生徒指導課長	<p>その他報告事項（1） 「奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。</p> <p>本件については、報告を受けた。</p>
いじめ防止生徒指導課長	<p>その他報告事項（2） 「奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。</p> <p>本件については、報告を受けた。</p>
いじめ防止生徒指導課長	<p>その他報告事項（3） 「奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。</p> <p>本件については、報告を受けた。</p>
いじめ防止生徒指導課長	<p>その他報告事項（4） 「奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。</p> <p>本件については、報告を受けた。</p>
教 育 長	<p>これで本日の全ての案件を終了いたしました。その他、何かご連絡等ございませんでしょうか。</p> <p>それではこれもちまして、本日の教育委員会会議を閉会といたします。</p>